

厚生労働科学研究費補助金【エイズ対策政策研究事業】
HIV 検査体制の改善と効果的な受検勧奨のための研究
(分担)研究報告書

HIV 検査・郵送検査における制度・法的根拠の課題分析と解決方法の検討

研究分担者 渡會 瞳子（東京医療保健大学 医療保健学部）
研究協力者 柳澤 雅子（東京医療保健大学 医療保健学部）
花岡 希（国立感染症研究所 感染症危機管理研究センター）
小西 知世（明治大学 法学部）
三上 佳佑（朝日大学 法学部）
松元 明美（弁護士 AGD 法律事務所）

研究要旨

本研究では、郵送検査の有効活用を目的に、HIV 検査・郵送検査における制度・法的根拠の課題分析と解決方法の検討を行った。方法は、事前の情報提供、被験者に対する陽性の検査結果判明時における保健所や医療機関等の案内、個人情報保護、検査精度の確保、検体採取・郵送・検査各過程における安全性確保、検査キット製造・販売・測定に対する規制、保健所職員をはじめとする専門職の能力開発等の各工程に合わせ、郵送検査実施の制度・法的根拠の課題抽出を行い、抽出された課題に対する法律・行政規則・指針、倫理的背景を整理し、あり方を検討しました。また、中核市保健所において、保健所における HIV 検査の代替実施を行い、HIV 検査における郵送検査の導入方法についてまとめた。

A.研究目的

近年、全国の保健所と自治体検査相談施設（以下、保健所等）の HIV 検査件数は 2009 年以降減少傾向にあったが、COVID-19 流行の影響を受け、2019 年 105,859 件から 2020 年には 46,901 件に激減している。一方、2000 年頃より導入された郵送検査による HIV 検査は年々増加しており、2009 年 50,672 件であったが、2019 年 124,482 件・2020 年 105,808 件と、現在は保健所等 HIV 検査件数を超えている。本分担研究者は 2005 年頃より郵送検査の陽性率・受検動機等の調査研究を重ねてきたが、郵送検査の受検動機である「病院や保健所へ行く時間がなかった」「人に対面して検査を受けたくないかった」は 40% を超えている¹⁾。このような需要が高まっている郵送検査ではあるが、未だ法整備が進んでいない現状もあり、法的根拠の課題

分析と解決方法を検討することが喫緊の課題になっている¹⁾

本研究では 2019 年度、HIV 検査における郵送検査の下記における制度・法的根拠の課題抽出を行い、これらを受け 2020 年度は、抽出された課題について更なる制度・法的根拠について、法律・行政規則を関連付け検討した。2021 年度は、新型コロナウイルス感染症対応による業務のひっ迫により HIV 検査が中止されている保健所での郵送検査による代替検査について実施し、その制度・法的検討と今後の実行に伴う問題点の抽出を行う。

B.研究方法

1. 郵送検査における法的・制度課題に対する検討

郵送検査の有効活用を目的に、HIV 検査・郵送検査における制度・法的根拠の課題分析と解決方法の検討を行った。方法は、事前の情報提供、被験者に対する陽性の検査結果判明時における保健所や医療機関等の案内、個人情報保護、検査精度の確保、検体採取・郵送・検査各過程における安全性確保、検査キット製造・販売・測定に対する規制、保健所職員をはじめとする専門職の能力開発等の各工程に合わせ、郵送検査実施の制度・法的根拠の課題抽出を行い、抽出された課題に対する法律・行政規則・指針、倫理的背景を整理し、あり方を検討しまとめる。

2019 年度：HIV 検査における郵送検査の下記における制度・法的根拠の課題抽出

2020 年度：抽出された課題について更なる制度・法的根拠について、法律・行政規則を関連付け検討

2021 年度：2019-2020 年度研究見直し

保健所 HIV 検査の郵送検査による代替検査の実施とその評価。制度・法的検討と今後の実行に伴う問題点の抽出。

郵送検査における病原体診断における課題について分析。

2. 保健所での郵送検査による HIV 検査の代替実施

- 1) 保健所 HIV 検査の郵送検査による代替検査の実施。
- 2) 代替検査の実施による制度・法的検討。
- 3) 今後の実行に伴う課題検討。

C. 研究結果

1. 郵送検査における法的・制度課題に対する検討

本研究では、下記のような各工程における課題と法的な根拠をあげ、法的根拠集もあわせ作成した。

保健所において郵送検査キットを取り扱う際の注意点（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び

安全性の確保に関する法律（以下「薬機法」という）

現在、新型コロナウイルス感染症の流行の影響により保健所等の検査件数は大幅に減少し、HIV 検査の機会を確保するために郵送検査の有効活用が望まれている。郵送検査の利用メリットには、「保健所や医療機関へ行く時間がない」「人と対面したくない」等の利便性があげられ、郵送検査の検査方法、精度管理や検査陽性後のフォローアップ体制等を知った上で、郵送検査を適切に活用することは、今後の早期発見・治療に結び付くことが期待される。

下記には、保健所で郵送検査を活用する場合に注意すべき点を挙げる。

郵送検査で保健所 HIV 検査を代行する場合（薬機法 39 条等）

保健所では実施せず、公的検査の代行として郵送検査会社の工程をすべて活用し、郵送検査会社より発送する場合は、Ⅲ以降を参照し、郵送検査の検査方法、精度管理や検査陽性後のフォローアップ体制等が遵守されているかを確認し活用する。

事業者の選定方法は競争入札によるのが原則と考えるが、この場合、精度調査の結果などを十分考慮し選定していくことが必要である。

郵送検査キットを用い、保健所等で採血する場合郵送検査キットは管理医療機器等（クラス II）に該当するため、法律上は

- ①都道府県知事（市長又は区長）へ届出を行い（薬機法 39 条の 3 第 1 項），
- ②営業所ごと（保健所ごと）に管理者を設置すること（同法 39 条の 2 第 1 項）が必要となる。一時的に管理者が出張、休暇等で業務を行うことができない場合、代行させることは可能であるが、代行者は業務の内容を管理者に報告する必要がある。

保健所では実施せずに、郵送検査キットを保健所に設置し、自由に持ち帰る場合

郵送検査キットは医療機器であるため医療機器管理者が説明し手渡さなければならず、他にも

子どもが手にすることや郵送検査キットの転売等、悪用されることが考えられるも想定されるため、保健所に設置された郵送検査キットを自由に持ち帰る方法は不可能な方法である。

郵送検査キット(セット)の提供について

郵送検査キット(セット)の製造および販売、測定にかかる法令等の遵守

医療機器の製造及びその販売に関しては、下記のような遵守すべき点に配慮し、手続きを進める。

郵送検査キット(セット)の作成

医療機器（ランセット等）を小分けする等、他の製品と組み合わせる行為は「医療機器の製造行為」に該当する（薬機法）。従って、内容物に医療機器を含む郵送検査キット(セット)を製造する者は「医療機器製造業」（ランセットなどの医療機器を小分けし組み合わせる業）の登録を受ける必要がある。

小分け組み合わせ医療機器の製造

医療機器の薬機法上の分類に応じた「製造販売届出、認証申請および承認申請」のいずれかが必要である。

郵送検査キット(セット)の販売

医療機器の薬機法上の分類に応じた「医療機器販売の許可又は届出」が必要である。

説明書について

受検者が、安全に使用できるように、誰もが理解できる平易な文章で図やイラスト等を適宜取り入れ、理解しやすく記載する。

説明書内容

検査方法

検査申し込み・検査方法の流れ・検査器具の使用方法・郵送方法・検査結果の入手方法・検査前後のフォローについて

検査前のHIV・性感染症に関する十分な情報を提供

HIV・性感染症の情報

感染経路、病態、潜伏期間、症状、経過、治療法、予後等

予防

適切な治療法とその効果、他者への感染の確

率、予防方法

検査の精度等について

プレ検査・スクリーニング検査・確認検査について

潜伏期間と抗体検査の時期

偽陰性、偽陽性、「判定保留」となる可能性の説明

検査後のフォローバック

結果入手前後の相談窓口

陽性時の受診への流れ、確定診断・治療につなぐ保健所・医療機関への紹介・連携について

個人情報保護について

申込書類等の説明

その他付随する注意点

検査結果について

検査結果の通知

検査結果の通知は、書面、メール、及びインターネットを利用したシステム等いかなる手段であっても、判定結果だけでなく、受診勧奨・疾患の説明を明確に表示し、受検者がその意味を平易に理解できるようにマニュアル化する。

郵送検査の結果判定は医師が行う必要があるが、郵送検査はプレ検査という位置づけであるため、郵送検査のみでは、HIV の感染の有無を確定するものではない。そのため、郵送検査の結果、更なる検査が必要とされた者を医療機関等への受診に確実につなげる必要がある。確定診断は保健所または病院の医師の診察が必要である旨を明示する。

検査結果が陽性の場合は医療機関の受診を促し、陰性の場合は今後の予防啓発へ繋げていく。陰性の場合は、感染症予防の重要性を啓発する機会として積極的に対応することが重要である。

検査結果は、事業者が最低5年間保管する。検査結果に対し受検者からの問合せがあった場合は、記録を行い受検者に対して適切な対応を行う。
陽性・判定保留について

郵送検査で、陽性と判定された場合は、真に陽性であるか否かを確認するため医療機関・保健

所・特設検査相談所で確認検査を受けることを強く推奨する。

受診できる医療機関（エイズ治療拠点病院等）、相談できる保健所特設検査相談所、相談窓口等のリストとともにその連絡先情報（住所、電話番号等）を提供する。

実際に受診したか否かの情報が確認できるようにするため、医療機関あるいは保健所 特設検査相談所から連絡がもらえるようにするなど、各検査事業所において、確認方法をマニュアル化する。

現在は良い治療薬が開発されているので、治療を継続すれば HIV 感染症の進行を食い止め、免疫力を回復させることができること、感染予防の継続の重要性等を伝える。

判定不能の結果が出た場合について

検査試料の量の不足等、何らかの理由により検査が実施できなかった場合は、再検査の案内を適切に行う。

医療機関への紹介等の受験者フォローの整備

検査を受ける前に十分な説明を行うことが必要であり、受験者個々の状況に応じて質問・相談及び苦情に対応できる体制の構築を行う。医療機関や患者支援のN P O等、他の専門機関との連携を行う。

個人情報保護に関するこ

個人情報とは、氏名、生年月日その他の記述などで作られる記録であって、特定の個人を識別することができるものをいう。

事業者は、個人情報取扱の個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

事業者は、従業者に個人データを取り扱わせるに当たって、個人データの安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

個人情報の保護の徹底 方針の開示

事業者の定める個人情報保護方針を、郵送検査キット(セット)の説明書や事業者のホームページ等で公表する。

個人情報の取得

受検者の個人情報の取得にあたっては、利用目的を明確にし、それらの目的を遂行する場合にのみ利用する。

個人情報の保管

個人情報の滅失、盗難、改ざん、漏洩等を防止するため、入退室管理や保管資料に係るセキュリティ対策を行う。

個人情報の滅失、盗難、改ざん、漏洩等を防止するため、個人情報を取り扱うコンピュータ等におけるセキュリティ対策や、アクセス権限管理を行う。事業者が検査を委託する場合も、両者間で安全管理措置の内容を含んだ個人情報の取扱いに係る書面による取り決めを行い、適切に運用する。

第三者への提供について

あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

検査結果は「要配慮個人情報」（個人情報保護法3条、施行令2条2項）に該当し、本人の同意がない限り、第三者に提供できない（個人情報保護法23条）。

検査結果が雇い主など他の人に漏れないようになる。結果は、個人が確認できるようにし、個人と依頼人両方・依頼人にまとめて郵送することはしない。

委託

事業者は、個人データの取扱い等の全部又は一部を委託する場合は、委託先の個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行う。

事業者に委託する場合には、不法行為責任（民法709条）・損害賠償請求（民法415条等）等について詳細な契約、受検者の個人情報の取り扱いについての取り決めが必要である。

医療機関への情報提供

医療機関（エイズ治療拠点病院など）、保健所

特設検査相談所、相談窓口等へ紹介する際には、紙面もしくは口頭での本人の同意を得たうえで紹介する。

検査データの取扱いについて

検査結果を確認するために個人情報を取り扱う場合には、個人情報漏洩等を防止するために必要な措置を講ずる必要がある。事業者に委託した場合には、その監督も必要となる。判定結果の取り違えが生じないよう、手順書に基いた確認照合作業を行った上で、受検者へ検査結果報告を行う。インターネットを利用したシステムを使って検査結果報告を行う場合、暗号化通信やパスワード設定等の措置を講じた安全な通信手段を用いるとともに、受検者におけるパスワード管理について説明する。

データを、事業活動（省庁への報告等）に利用する際は、個人が特定されないよう匿名化する等、適切な処理を行う。

研究の場面で使用することがある場合は、「人を対象とする生命科学・医学研究に関する倫理指針」

（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示1号）あるいは薬機法・臨床研究法の枠組にしたがい、的確な申請を元に適切な処理を行う。個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努める。

2. 保健所 HIV 抗体検査の郵送検査による代替実施

研究1年目の2019年度の終盤は、新型コロナウイルス感染症が流行しはじめ、その対応による業務のひっ迫で、HIV抗体検査を中心・縮小する保健所がみられた。これらからも行政との話し合いを経て、郵送検査キット用いて保健所のHIV抗体検査の代替検査を実施した。

1) 実施期間

申し込み受付期間は、各年度1回ずつ行い、2020年2月15日～3月15日、2021年2月1日～3月20日、2021年7月21日～2022年2月4日で行った。

2) 実施対象

福島県政令指定都市（人口337,765人）、保健所における年間HIV検査数は、毎年250件前後行っている。

3) 検査体制

- 郵送検査キットは、郵送検査キットの精度調査で、精度が高くフォローアップ体制も十分に準備されていると評価を受けたA社の郵送検査キットを用いた。
- 検査キットの取り寄せ、検査、結果の入手、カウンセリングは郵送検査業者のシステムを導入した。

4) フォロー・カウンセリング体制

- 検査相談等のフォローワー体制について、保健所HIV担当者・カウンセリング担当保健師・医師との打ち合わせを重ね、県庁感染対策課からもポスター掲示、検査実施・フォローウー体制に対する許可を得た。
- フォローウー体制として、保健所の相談窓口、研究班メール相談、ふれいす東京の相談電話を準備した。
- 郵送検査キットの中に性の健康カウンセラーの電話相談の案内を同封し、郵送検査会社のフォローアップ・相談窓口もフォローウー体制の中に組み込んだ。

5) 広報

実施地自治体のホームページへの掲載、各マスコミ、教育委員会から中学高等学校、専門学校・短期大学・大学、PTA連合会、助産師会、児童民生委員連合会、飲食店組合風俗街各店舗等への広報を行った。

6) 検査の流れ

- 住民がポスターの二次元バーコード、その他ニュース・新聞の二次元バーコ

ードを読み込み申し込み、郵送検査キットを入手

- (2) 検体を自己採取
- (3) 検体を業者に郵送
- (4) ID/パスワードで検査結果を入手

7) 倫理面への配慮

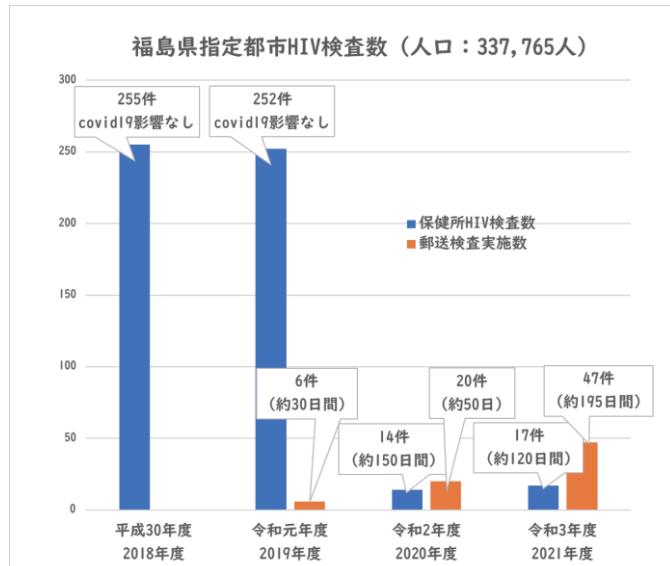
研究の遂行、研究結果の公表などすべての過程において、調査参加者のプライバシーは完全に保護されていることを確約している。検査の申し込みから検査結果を得るまでは、本人が設定した ID と Password でのみ情報を識別するシステムとしており、個人情報である氏名・住所等は研究者も入手することができず、秘匿性は十分に確保した。調査票の記載・返信は、自由意思とし、研究対象者は研究参加の有無にかかわらず不利益を被らないことを保証した。本研究は東京医療保健大学ヒトに関する研究倫理委員会にて承認を得た。開示すべき COI 関係にある企業などはない。

8) 検査結果

2019 年度は、実施期間も約 30 日間であったため、検査実施件数も 6 件であった（1 件／5 日）。研究 2 年目の 2020 年度は、約 50 日間で 20 件（1 件／2.5 日）であった。研究 3 年目の 2021 年は、約 195 日間で 47 件（1 件／4.1 日）であった。

保健所 HIV 検査は、2019 年以前は、年間 250 件前後であったが、2020 年度は約 150 日間で 14 件（1 件／10.7 日）、2021 年度は約 120 日間で 17 件（1 件／7 日）であった。

検査実施開始日	検査申込締切日	実施日数	検査申込件数	検査実施件数	男性	女性
2020.2.15	2020.3.15	約30	10	6	3	3
2021.2.1	2021.3.20	約50	24	20	10	10
2021.7.21	2022.2.4	約195	78	47	21	26
研究1-3年目	合計	約275	112	73	34	39



D. 考察

1. 郵送検査における法的・制度課題に対する検討

今年度は、郵送検査実施の制度・法的根拠の課題抽出、抽出された課題に対する法律・行政規則・各課題のガイドラインを整理・検討した。

これらの整理・検討を行うためには、HIV 郵送検査希望者に対する、事前の情報提供（インフォームドコンセント）、被験者に対する陽性の検査結果判明時における保健所や医療機関等の案内、個人情報保護、検査精度の確保、検体採取・郵送・検査各過程における安全性確保、検査キット製造・販売・測定に対する規制、保健所職員をはじめとする専門職の能力開発の、各場面に合わせ検討していく必要があった。

これらの検討は、郵送検査を前向きに有効に活用するためであるが、HIV 郵送検査に対する法的規制は、各検査過程・各場面の法律等を組み合わせたものであった。

これまでの研究では、保健所は法的に明確な内容がなければ実施できないことを検討してきたが、郵送検査業者が実施する検査は、法的基準をパッチワーク的に当てはめ解釈することで、プレ検査として供給量を増やしている現状であった。

郵送検査は公衆衛生学視点から見た二次予防としての早期発見・早期治療の役割を果たしているが、検査工程における要素・行為が「医行為」と密接に関連するため、それぞれの法的観点から評価される必要がある。

郵送検査は、HIV 抗体検査以外にも健康診断・新型コロナウイルス感染症における PCR 検査等、日本で拡大し続けながら利用されている。今回郵送検査は、郵送法との関連が指摘され「法的なグレーゾーン」を抱える形で展開されていることが明確となったが、郵送検査の質的・規模的拡大に伴う法的統制の必要性が高まっている状況からも、立法政策的な解決こそが本課題に対する建設的な対応と考えられた。

今後、法令その他の形で、この課題にどのようにコミットメントしていくべきか、有効に郵送検査を活用していくことができるよう国際比較も経て、検討していく。

2. 保健所 HIV 抗体検査の郵送検査による代替実施

新型コロナウイルス感染症対応による業務のひっ迫により中止または期間が限定されている保健所 HIV 抗体検査の郵送検査による代替検査実施を成功させた。

また、新型コロナウイルス感染症の影響がないときであっても、保健所での検査は月に数回であるが、今回行ったシステムでの郵送検査では、24 時間 365 日受け付けることができる。そのため利便性も高く人と会わないという匿名性も高く検査しやすい環境にあり、検査数が伸びていると考えられる。

このシステムを利用した郵送検査を今後、自治体の中で活用していくためには、検査費用の補助金を得られるかどうかが関係てくる。費用の補助について、補助金であるエイズ対策促進事業の普及啓発の中で 1/2 の補助等を活用するとよいと考えられた。

E. 結論

これまで郵送検査の陽性率や受検動機、郵送検査の調査を行い実用性の検討を行ってきたが、2019 年度本研究では、保健所と共に検討を重ね、HIV 検査における郵送検査の導入を試み、郵送検査実施の制度・法的根拠の課題抽出を行った。

2020 年度、HIV 検査の各場面に合わせ、郵送検査実施の制度・法的根拠の課題抽出、抽出された課題に対する法律・行政規則・各課題のガイドラインを整理・検討した。結果、「法的なグレーゾーン」を抱える形で展開されていることが明確となったが、郵送検査の質的・規模的拡大に伴う法的統制の必要性が高まっている状況からも、立法政策的な解決こそが本問題に対する建設的な対応と考えられた。

また保健所と共に検討を重ね、新型コロナウイルス感染症の影響下で中止されていた HIV 検査の代替として郵送検査を導入することに成功した。

これらからも、今後も有効に郵送検査を活用するため、保健所 HIV 検査の代替検査の課題抽出と法的検討を通して検討していく。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

1. 論文・雑誌・書籍

- 1) 渡會睦子.【パワーポイントスライド教材】人生を豊かに育む教育～性・からだ・こころの教育～(中学生向け).日本家族計画協会 2021.
- 2) 渡會睦子. 新学習指導要領と「人生を豊かに育む教育」教材の作成,現代性教育研究ジャーナル 2021;(6)123:1-6.
- 3) 郵送検査におけるガイドラインのあり方 日本性感染症学会誌 2020(2)31:35.
- 4) 渡會睦子.子どもたちの人生を豊かに育むための教育～家庭・学校・地域・行

- 政の連携づくりを通して～「思春期学」39(1).2020.
- 5) 渡會睦子.生きるための心の教育（性教育）で子どもたちの人生を守ろう,静岡県教育研究会誌 43-51.
 - 6) 渡會睦子「性産業に従事する事業者と女性従業者の実態調査・受検勧奨、法的解釈」今村顕史『H I V検査の受検勧奨のための性産業の事業者及び従事者に関する研究』厚生労働科学研究費補助金エイズ対策政策 研究事業平成 29－31 年度総合研究報告書（2020 年）17～36 頁
 - 7) 渡會睦子.佐々木美奈子.渡辺悦子.山本由加里.砂村京子.妻鹿智晃.岩上優美.吉田理香.伊藤美千代.山本暖子.木村哲.現代の若年者に合った性問題予防教育活動の実践～東京医療保健大学「青少年の性と健康を考え活動する会」(2SK会)活動,保健師ジャーナル 2019;12(75):983-985,1040-1045.
 - 8) 土屋菜歩,日高庸晴,大北全俊,渡會睦子,今村顕史,日本の就労成人男性における HIV/エイズおよび性感染症関連意識と行動に関するアンケート調査：日本エイズ学会誌 2019(4)21.476.
 - 9) 渡會睦子.性感染症の予防 中高年の性感染症の現状と予防, 日本臨牀 2019;77(2):358-364.
 - 10) 花岡 希, 中山 周一, 尾上 泰彦, 野尻 直未, 萬田 和志, 大西 真. 梅毒核酸検査における唾液やうがい液の有用性についての検討. Japanese Journal of Sexually Transmitted Infections 31(1): 107-112. 2020 年.
 - 11) Onda Y, Kanda J, Hanaoka N, Watanabe M, Arai Y, Hishizawa M, Kondo T, Yamashita K, Nagao M, Fujimoto T, Takaori-Kondo A. Possible nosocomial transmission of virus-associated hemorrhagic cystitis after allogeneic hematopoietic stem cell transplantation. Ann Hematol. 2021 Jan 13.
 - 12) Onda Y, Kanda J, Sakamoto S, Okada M, Anzai N, Umadome H, Tashima M, Haga H, Watanabe C, Hanaoka N, Fujimoto T, Takaori-Kondo A. Detection of adenovirus hepatitis and acute liver failure in allogeneic hematopoietic stem cell transplant patients. Transpl Infect Dis. 2020 Oct 19:e13496.
 - 13) Hanaoka N, Ito S, Nojiri N, Konagaya M, Yasuda M, Fujimoto T, Deguchi T. Human adenovirus B7d-associated urethritis following suspected sexual transmission. Emerg Infect Dis. 2020 Oct;26(10):2444-2447.
 - 14) Hanaoka N, Nojiri N, Takahashi K, Yoshida E, Fujimoto T. Evaluation of the Anti-Adenoviral Activity of ALTANT, an Ozonated Alcohol Disinfectant. Jpn J Infect Dis. 2020 Sep 24;73(5):349-353.
 - 15) Hanaoka N, Nojiri N, Takahashi K, Yoshida E, Fujimoto T. Evaluation of the anti-adenoviral activity of ozonated alcohol disinfectant - ALTANT. Jpn J Infect Dis. 2020 Apr 30.
 - 16) Kaneko H, Hanaoka N, Konagaya M, Kobayashi M, Nakagawa H, Hatano H, Ikuta K, Sekiryu T, Fujimoto T. Five Cases of Epidemic Keratoconjunctivitis Due to Human Adenovirus Type 85 in Fukushima, Japan. Jpn J Infect Dis. 2020 Jul 22;73(4).

- 17) Tsukahara-Kawamura T, Hanaoka N, Konagaya M, Uchio E, Fujimoto T. Characteristic of slow growth in cell culture of adenovirus type 54 causing nationwide outbreak epidemic keratoconjunctivitis in Japan. *Jpn J Ophthalmol.* 2020 May;64(3):312-320.
- 18) Hanaoka N, Ito S, Konagaya M, Nojiri N, Yasuda M, Fujimoto T, Deguchi T. Infectious human adenoviruses are shed in urine even after disappearance of urethral symptoms. *PLoS One.* 2019 Mar 6;14(3):e0212434.
- 19) 花岡希, 伊藤晋, 藤本嗣人, 安田満, 出口隆. アデノウイルス・単純ヘルペスウイルス性尿道炎診断における迅速免疫クロマトキットの有用性に関する検討（第2報） - 尿沈渣検体ではアデノウイルスを高感度・高特異度に検出可能-. *Japanese Journal of Sexually Transmitted Infections* 30(1): 45-49 (2019)
- 20) 三上佳佑「性産業・性風俗・C S Wに関する法的規律の国際比較」今村顕史『H I V検査の受検勧奨のための性産業の事業者及び従事者に関する研究』厚生労働科学研究費補助金エイズ対策政策研究事業平成 29－平成 31 年度総合研究報告書（2020 年）、37～50 頁（総頁数 143 頁）。
- 心の教育』の推進,第 79 回日本公衆衛生学会,2020.10.22.京都
- 3) 野々山未希子、白井千香、渡會睦子、岩室紳也、種部恭子、山岸拓也、金井瑞恵、細井舞子.若者に有用な性感染症予防啓発方法の検討—スライド「あなたのためになる性感染症予防」を活用して—, 第 33 回日本性感染症学会学術大会,2020.12.6.
- 4) 櫻井 彩奈, 石川 元直, 田畠 達也, 高橋 健一郎, 花岡 希, 藤本 嗣人.血液からヒトパレコウイルス 3 型が分離された成人の流行性筋痛症.第 68 回日本感染症学会東日本地方会学術集会・第 66 回日本化学療法学会東日本支部総会合同学会. 2020.
- 5) 花岡 希, 藤本 嗣人.オゾン化アルコール消毒剤「アルタント」の抗アデノウイルス活性について. 感染症学会. 2020.
- 6) 高橋 健一郎, 花岡 希, 鈴木 葉子, 杉原 茂孝, 藤本 嗣人, 田村 まり子.小児急性咽頭炎に対する臨床症状に基づいたアデノウイルス抗原迅速検査の効果的な使用方法の検討.感染症学会. 2020.
- 6) 藤本 嗣人, 小長谷 昌未, 花岡 希, 高橋 健一郎, 小林 正明, 清水 博之, 野尻 直.手足口病患者の咽頭・糞便・皮膚検体からのウイルス検出・定量. 感染症学会. 2020.
- 7) 藤本 嗣人, 花岡 希, 小長谷 昌未, 小林 正明, 中川 尚, 秦野 寛, 川村 朋子, 内尾 英一, 金子 久俊.アデノウイルス用銀増幅イムノクロマトキットのアデノウイルス検出限界.感染症学会. 2020.
- 8) 花岡 希, 吉田 英一, 藤本 嗣人.オゾン化アルコール消毒剤「アルタント」、オゾン化ノンアルコール消毒剤「イソタ

2. 学会発表

- 1) 前田日登美,渡會睦子.鳥取県北栄町における保健・学校協働型『生きるための心の教育』の推進,第 80 回日本公衆衛生学会,2021.12.22.東京
- 2) 前田日登美,渡會睦子.鳥取県北栄町における保健・学校協働型『生きるための

- ント」の抗アデノウイルス活性について.日本環境感染学会. 2020.
- 9) 常岡 有希子, 長谷川 稔, 田宮 彩, 佐原 利典, 野原 千洋子, 花岡 希, 藤本嗣人, 横田 和久, 中村 ふくみ.ヒトパレコウイルス(HPeV)3型感染による成人の流行性筋痛症の1例.日本内科学会関東地方会. 2020.

3. シンポジウム

- 1) 渡會睦子. 性教育から「人生を豊かに育むための教育」への発展と連携 子どもたちの人生を豊かに育むための地域連携一家庭・児童養護施設・学校・地域・行政 第80回日本公衆衛生学会総会 シンポジウム 2021.12.22
- 2) 渡會睦子.子どもたちの人生を豊かに育むための教育～家庭・学校・地域・行政の連携づくりを通して～ 第39回 日本思春期学会 学術大会 教育講演,2020. 8. 30 オンデマンド講演
- 2) 渡會睦子.郵送検査におけるガイドラインのあり方, 第33回日本性感染症学会 学術大会 教育講演,2020.12.5, 東京 慈恵会医科大学
- 3) 渡會睦子. 日本性感染症学会 第33回 学術大会 シンポジウム「SNS時代の性教育のあり方」司会,2020.12.6,東京 慈恵会医科大学

H.知的所有権の出願・登録状況（予定を含）

なし